

## 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

同事業は、歯科診療所等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員に慰労金として 1 人 5 万円が支給されるものです。

## 【特に留意する事項】

- ①慰労金は歯科診療所が得るものではなく、歯科診療所が代行窓口で申請するもので、**医療従事者に給付**。
- ②対象期間：下記の期間のうち、延べ 10 日間以上出勤した者で、勤務形態は問わない。
  - ・感染症患者 1 例目が緊急事態宣言前に発生している都道府県  
→ 1 例目の発生日～令和 2 年 6 月 30 日の間
  - ・それ以外の都道府県（新型コロナウイルス感染患者が発生していない都道府県も含む）  
→ 緊急事態宣言の対象地域とされた日（令和 2 年 4 月 16 日）～令和 2 年 6 月 30 日の間
- ③複数の歯科診療所に従事している場合は、複数での申請は不可、メインで従事しているところで申請。
- ④申請先は**都道府県の国民健康保険団体連合会（国保連）**で、申請締切日は地域で異なるため、各国保連等での確認。**大阪府、大分県は令和 2 年 9 月 30 日が申請締切日**。ただし、大阪府は受付期間内に申請が困難な方は、当面の措置として、令和 2 年 10 月 31 日まで申請受付可能。
- ⑤申請書および給付対象者一覧は、**都道府県の国保連**に原則、オンラインで提出。ただし、ネット環境に対応していない場合は、電子媒体（CD 等）を国保連に郵送。
- ⑥**申請受付期間**は、診療報酬提出時期と重ならないようにするため、**毎月 15 日から月末までの間**。

## 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

同事業は、院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・歯科診療所などに対して、感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く補助（人件費は対象外）するものです。無床歯科診療所の場合、上限額は 100 万円になります。

## 【特に留意する事項】

- ①経費対象は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの費用で、**申請は 1 回限り**のため、上限額に達した時点での申請が望ましい。
- ②申請書および事業計画書は、**都道府県の国保連**に原則、オンラインで提出。ただし、ネット環境に対応していない場合には、電子媒体（CD 等）を国保連に郵送。
- ③**申請先受付期間**は、慰労金交付事業と同様に、**毎月 15 日から月末までの間**。

※両事業の詳細は、厚生労働省、都道府県、各国保連の HP をご参照ください。

※「日歯 NEWS LETTER」第 14 号、15 号において両事業について記載していますので、日歯 HP の「歯科医師のみなさま」→「新型コロナウイルス感染症について」→「院内掲示物、NEWS LETTER」からご参照ください。

各種通知等は、日歯 HP 内の「新型コロナウイルス感染症について」（歯科医師のみなさまへ）およびメンバーズルーム（<https://www.jda.or.jp/member/>）に掲載しています。



歯科医師向け



メンバーズルーム

発行責任者：公益社団法人 日本歯科医師会  
常務理事 小山茂幸  
本ニュースレターに関する問い合わせは、  
03-3262-9322（広報課）にご連絡ください